

船舶事故等調査報告書

平成21年4月23日
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009長第5号	
事故名等	漁船第十一福宝丸運航阻害	
発生年月日時刻	平成20年7月12日05時20分ごろ	
発生場所	長崎県南松浦郡新上五島町祝言島北北東方沖合 祝言島島頂(155m)から真方位022.5° 5.5海里 (北緯33° 05.8'、東経129° 03.5')	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年1月8日 長崎・地方事故調査官が海難報告書を入手し、2月5日船長、修理業者から口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報	船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	
	漁船 第十一福宝丸 19.88トン NS2-10045 個人所有	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等		
乗組員等に関する情報	船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	なし	
損傷	全シリンダのシリンダライナー、ピストンほかが焼損	
事故等の経過	本船は、操業を終えて新上五島町青方港に帰港中、平成20年7月12日05時20分ごろ、エンジンの回転数が落ちて、煙突から黒いオイル状のガスが排出されているのを認め、機関をスローにして青方港に戻り、その後、潤滑油を補給しながら操業を継続した。 数日後、修理業者により主機の開放修理を行った。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし なし あり 本船は、主機6番シリンダのピストンリングが折損しており、ブローバイによる燃焼不良、潤滑油の性状劣化等により主機が損傷した可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、主機のピストンリングが折損し、燃焼ガスがブローバイしたため、燃焼不良や潤滑油の性状劣化等を招き、主機が損傷したことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	